

重度心身障害者タクシー料金助成事業 と障害者自動車燃料費用助成事業

朝日町では、障がいのある方の外出や社会参加の促進を図ることを目的として、次の2つの事業を行っています。これらの事業はどちらか一方の助成を選択することになります。

新規で助成を希望される方は、必要書類を揃えて保険福祉課窓口で申請してください。

また、現在利用されている方は、更新申請が必要です。更新案内を送付していますので、3月31日までに申請してください。



事業名	重度心身障害者タクシー料金助成事業	障害者自動車燃料費用助成事業
助成内容	町が指定するタクシーの乗車運賃の一部を助成。1ヶ月あたり、タクシー乗車券(500円)を4枚交付。	1ヶ月に自動車燃料費に要した費用を助成。ただし、1ヶ月1,250円を上限とする。毎月、請求書の提出が必要です。(燃料費の領収書を添付)
対象者等	朝日町に住所を有し、次のいずれかの障がいに該当する方。 ①身体障害者手帳 1級～3級 ②療育手帳 A ③精神障害者保健福祉手帳 1級～3級 ※新規の場合：申請月から対象	朝日町に住所を有し、次の障がいに該当し、障がい者本人が自己所有の普通自動車を運転、又は介護者が自己所有の普通自動車を運転する場合。 ①身体障害者手帳 1級～3級 ②療育手帳 A ③精神障害者保健福祉手帳 1級～3級 ※新規の場合：申請月の翌月から対象
申請に必要な書類等	・申請書 ・障害者手帳	・申請書 ・車検証 ・障害者手帳 ・運転免許証 (介護者が運転の場合、介護者の運転免許証)

※75歳以上の方を対象に高齢者タクシー利用助成がありますが、上記制度をご利用の方は、高齢者タクシー利用助成は受けることができません。制度の詳細については、右記までご連絡下さい。

【申込み・問い合わせ先】

保険福祉課 TEL 377-5659

【後期高齢者医療保険】

一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が変わります。

問い合わせ先 保険福祉課 TEL 377-5659

令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度において、医療費の窓口負担割合に2割が加わります。

ご自分の負担割合については、令和4年9月ごろ届く新しい保険証でご確認ください。

制度に関するご質問は、後期高齢者窓口負担割合コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

有料広告掲載欄

自立訓練・就労継続支援施設B型
利用者さん募集!

「働きたい」をサポートします!

まずは、相談から始めませんか!!

発達障害
安心して働きたい

精神疾患
生活リズムをとりたい

ひきこもり
通う場所や居場所
が欲しい

一人で出来る事を増やしていきましょう!

- ・自動車部品の梱包資材組み立て作業
- ・結束バンド制作
- ・料理教室、買物補助 等



《ペルネチアあさひ》

朝日町柿186番地1
☎059-328-5553

